

登録された所有者から
譲渡証明書と印鑑証明
書を必ず貰って下さい。



日本小型船舶検査機構

インターネット上のオークション等で船舶を売買される方へ

～ 登録上の所有者が作成した譲渡証明書と印鑑証明書が必要です～

最近、オークション等でジェットスキーなどの船舶を購入した方が、当機構に所有権移転の移転登録申請をする際に、譲渡人等と連絡が取れなくなり、法令で定められた譲渡証明書と譲渡人（登録上の所有者）の印鑑証明書が提出できないケースが発生しております。移転登録申請の際に法令で定められた譲渡証明書と譲渡人の印鑑証明書が提出できない場合には、裁判所からの給付訴訟の判決書の提出が必要となりますので、売買等の譲渡の際には必ず譲渡人（登録上の所有者）から譲渡証明書等の交付を受けて下さい。

また、譲渡人の登録住所と印鑑証明書の住所が異なる場合には、そのつながりを確認するための住民票又は戸籍の附票を提出していただくこととなります。

機構に提出する際にもう一度確認して下さい！

- ・ 譲渡人の実印ははっきりと押印されていますか？
印影が不鮮明の場合には、再度実印の押印を求める場合があります。
- ・ 譲渡証明書の記載された内容に間違いや未記載はありませんか？
譲渡証明書の訂正を求めます。
- ・ 譲渡証明書に訂正箇所がある場合、譲渡人の実印で訂正がされていますか？
譲渡証明書の訂正箇所の実印訂正を求めます。
- ・ 譲渡人の印鑑証明書の有効期間は大丈夫ですか？
譲渡証明書記載の譲渡年月日現在、前3ヶ月以降に発行されたものを提出して下さい。
- ・ 譲渡人の機構に登録してある住所と印鑑証明書の住所は同じですか？
登録住所と印鑑証明書の住所が引越等により異なっている場合には、そのつながりを確認するための住民票又は戸籍の附票の提出が必要です。（法人の場合は登記簿謄本）

【登録上の所有者の確認をするためには】

登録事項証明書の交付申請をすることによって、現在の所有者の確認ができます。なお、登録事項証明書を交付申請をする際には、船舶を特定する船舶番号又は船体識別番号が必要となります。

住民票を取得される方へ (個人番号(マイナンバー)の取扱い)

 日本小型船舶検査機構

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる、マイナンバー法)の運用開始に伴い、個人番号(マイナンバー)の住民票への記載が平成28年1月から始まりました。小型船舶登録に関して、登録名義人の氏名及び住所の変更(ただし、登録上の住所と現在の住所の繋がりが確認できるもの)時に提出する目的で取得していただく住民票につきましては、**個人番号(マイナンバー)の記載がないもの**をご用意いただくようお願い致します。

◆個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票の提出先は、法律によって、限定的に定められています。

◆JCIが、個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票を要求することはありません。

なお、詳しくは最寄りの JCI 支部にお問合せください。